

中小企業融資制度のしおり

《令和4年度の主な制度改正等》

(1) 融資の対象となる要件を追加しました。

- ・緊急経済対策資金「伴走支援型」の追加
次の①又は②に該当し、経営行動計画を策定した方
①新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号認定者
②セーフティネット保証5号認定者（売上高等減少率が15%以上）

(2) 新規創業資金を拡充しました。

- ・事業を営んでいない個人が個人事業主として創業後に法人成りした場合（個人事業主としての創業日から5年以内かつ法人成り後1年以内に限る）を融資対象者に追加
・「原則自己資金の範囲内」としていた自己資金要件を廃止

(3) 返済条件緩和措置を令和5年3月31日まで延長しました。

- ・元金返済の一時的な猶予 最長3年
・上記に合わせた返済期限の延長 最長3年

3 必要書類

- (1) 申込書一式（信用保証委託申込書、信用保証委託契約書、個人情報の提供に関する同意書等）
- (2) 公的書類（納税証明書、商業登記簿謄本(1ヶ月以内)、印鑑証明書(3ヶ月以内)）
- (3) 決算書又は確定申告書(※)、その他個別に必要な書類 (※)NPO法人は事業報告書等

4 保証料率について

- (1) 県制度融資の保証料率は、一部県が負担しており、一般的な料率から割引した料率となっています。
- (2) 料率が9区分（リスク考慮型信用保証料率）に分かれている資金の場合、中小企業者の財務内容等に応じて適用区分が異なります。詳しくは信用保証協会にお問い合わせ下さい。
- (3) 割引制度の適用がある場合は、最大0.2%の割引を行います。
- (4) 新規創業資金、緊急経済対策資金「事業承継支援型」、経営革新支援資金「生産性向上支援型」の保証料率は、一部信用保証協会の負担により、割引した料率となっています。（「事業承継支援型」の割引は令和5年3月末まで）

【保証料率区分（リスク考慮型信用保証料率）について】

財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル(CRDモデル)により、下表の9区分のいずれかに区分されます。

なお、セーフティネット保証等一部の保証は、固定料率が適用され、リスク考慮型信用保証料率は適用されません。

リスク考慮型信用保証料率表									
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有対象保証料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有対象外保証料率(%)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

5 問い合わせ先

◎中小企業振興資金に関すること

県商工部中小企業振興課金融係	福岡県庁7階(福岡市博多区東公園7-7)	(092)643-3424
----------------	----------------------	---------------

◎エネルギー対策特別融資に関すること

県企画・地域振興部総合政策課エネルギー政策室	福岡県庁9階(福岡市博多区東公園7-7)	(092)643-3148
------------------------	----------------------	---------------

◎環境保全施設等整備資金融資に関すること

県環境部循環型社会推進課リサイクル係	福岡県庁3階(福岡市博多区東公園7-7)	(092)643-3372
--------------------	----------------------	---------------

◎保証制度・保証料率等に関すること

【福岡県信用保証協会】

本所営業部	福岡市博多区博多駅南2-2-1	(092)415-2601
大濠支所	福岡市中央区黒門2-28	(092)734-5923
北九州支所	北九州市小倉北区古船場町1-35 北九州市立商工貿易会館4階	(093)551-2634
久留米支所	久留米市日吉町24-24	(0942)38-1022
筑豊支所	飯塚市吉原町6-12 飯塚商工会議所ビル5階	(0948)22-3585
大牟田支所	大牟田市不知火町1-3-4 太陽生命大牟田ビル6階	(0944)52-6011

◎ふくおかサポート会議（経営改善計画策定及び実行等）に関すること

福岡県信用保証協会 保証統括部経営支援統括課	福岡市博多区博多駅南2-2-1	(092)415-2604
---------------------------	-----------------	---------------

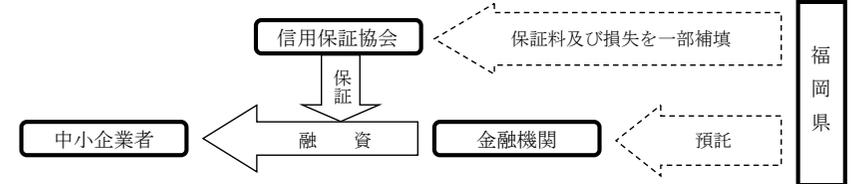
◎経営革新計画に関すること

県商工部新事業支援課	福岡県庁7階(福岡市博多区東公園7-7)	(092)643-3449
------------	----------------------	---------------

◎各種専門家派遣に関すること

(公財)福岡県中小企業振興センター	中小企業振興センタービル6階 (福岡市博多区吉塚本町9-15)	(092)622-5432
-------------------	------------------------------------	---------------

1 県制度融資のしくみ



2 お申込いただける方

- (1) 原則、県内に事務所があり、事業を営んでいる中小企業者（個人、法人、組合等）であること。
- (2) 福岡県信用保証協会の保証対象業種であること。（農林漁業（一部を除く）、金融・保険業（保険代理店を除く）、サービス業の一部などは対象となりません。許認可等が必要な業種は、その許認可等が必要です。）
- (3) 直近1事業年度分の県事業税（事業税の課税がない場合は、県・市町村民税）を完納していること。
- (4) 手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止から2ヵ年を経過している（第1回不渡り又は電子記録債権を支払不能となって6ヵ月を経過しているものを含む）こと。
- (5) 保証協会の保証付融資を受けている方又はその保証人について、延滞等の債務不履行がないこと。
- (6) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していること。

令和4年度福岡県中小企業融資制度一覧表

区分	制度名	融資対象	用途	融資条件					申込場所	指定金融機関	
				限度額	年率	期間	保証料率(注1)	担保・保証人(注2)			
経営の支援	1 緊急経済対策資金	①セーフティネット保証認定者 ②知事指定災害の被災者 ③知事指定倒産等事業者の債権者 ④活性化協議会の2次支援を受けた者 ⑤緊急経済対策資金の残高を有する者 ⑥原材料価格等の高騰等の影響で経営の安定に支障が生じている者 ⑦危機関連保証認定者	運転資金	1億円以内 (⑦は①～⑥、⑧～⑩とは別枠)	融資対象①～④、⑥、⑦ 1. 30%	10年以内 (据置2年以内)	0.25%～ 1.62%	担保：必要に応じて徴求 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要 (⑨は別途定めによる) (⑩は保証人不要)	商工会議所 商工会 指定金融機関 (組合関係) 中小企業団体中央会	(銀行)福岡・西日本シティ・ 筑邦・福岡中央・北九州・ 佐賀・十八親和・商工中金 指定信用金庫、指定信用組合	
		⑧経営改善計画を策定し、認定支援機関の支援を受けながら経営改善に取り組む、その実行と進捗を金融機関に報告する者	設備資金	5,000万円以内 (①～⑦、⑨～⑩とは別枠)	1. 10%	運転5年以内 設備7年以内 保証付融資借換 10年以内 (据置1年以内)	0.25%～ 1.47%				
		⑨経営承継円滑化法に基づき、知事の認定を受けた者 ⑩3年以内に事業承継を予定する又は事業承継後3年未満の法人であって、一定の財務要件を満たす者 ※⑨の認定を受けた者が事業承継後の会社の場合、代表者個人を含む ※NPO法人の場合、⑨は対象外	(設備は融資対象①(災害のみ)②④⑦⑧⑨(一部を除く)⑩⑪の場合のみ)	1億円以内 (①～⑧、⑩とは別枠)	1. 40%以内	10年以内 (据置2年以内)	0.15%～ 1.52% (0.10%～ 0.77%) (注3)				
		⑪次のいずれかに該当し、経営行動計画書を策定した者 ・新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号認定者 ・セーフティネット保証5号認定者(売上高等減少率が15%以上)		6,000万円以内 (①～⑦と合わせて1億円以内)	1. 30%	10年以内 (据置2年以内)	0% (注4)		指定金融機関		
事業の開始	2 新規創業資金	新規創業する個人又は会社(創業後1年未満の者を含む) ※NPO法人の場合、一部対象外	運転資金	2,000万円以内	1. 30%	運転7年以内 設備10年以内 (据置2年以内)	0% (注5)	担保：不要 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	商工会議所 商工会	(銀行)福岡・西日本シティ・ 筑邦・福岡中央・北九州・佐賀・ 十八親和・肥後・熊本・ 宮崎・西京・佐賀共栄・伊予・ 広島・大分・豊和・商工中金 指定信用金庫、指定信用組合	
		シニア創業型	55歳以上の者	設備資金	1,000万円以内						1. 20%
		支援創業型	認定特定創業支援等事業による支援を受けた者 ※NPO法人は対象外	2,000万円以内							
経営革新等	3 経営革新支援資金	①新分野進出、新商品の開発を図る者 ②中小企業等経営強化法に基づき、知事の承認を得た者 ③FVMプラットフォーム企業 ※NPO法人の場合、②は対象外	運転資金	1億円以内	1. 40%	運転7年以内 設備10年以内 (据置2年以内)	0.25%～ 1.62%	担保：必要に応じて徴求 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	商工会議所 商工会 指定金融機関	(銀行)福岡・西日本シティ・ 筑邦・福岡中央・北九州・ 佐賀・十八親和・商工中金 指定信用金庫、指定信用組合	
		成長企業支援型	(旧)福岡県中小企業技術・経営力評価制度を利用した者	設備資金	1億円以内 (①～③とは別枠)						1. 10%
		地域連携支援型	地域中小企業支援協議会において重点支援を受けるもの								
		生産性向上支援型	福岡県中小企業生産性向上支援センターの支援を受けるもの	設備資金							0.05%～ 1.42%
県政推進	4 ふくおか県政推進サポート資金	①県が指定する産業施策に係る支援協議会等の会員である者 ②福岡県観光連盟、県が指定する市町村観光協会の会員である者 ③県が指定する各種助成制度を過去5年以内に活用したことがある者 ④県が指定する宣言・参加登録事業に参画する者	運転資金 設備資金	1億円以内 (自動車関連は1.5億円以内)	1. 40%以内	10年以内 (据置2年以内)	0.25%～ 1.62%	担保：必要に応じて徴求 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	商工会議所 商工会 指定金融機関 (組合関係) 中小企業団体中央会	(銀行)福岡・西日本シティ・ 筑邦・福岡中央・北九州・ 佐賀・十八親和・商工中金 指定信用金庫、指定信用組合	
		①アジア向け新製品の開発・製造を行う目的で設備投資等を行う者 ②直接海外との取引の推進を行う者等	運転資金 設備資金	1億円以内	1. 40%	10年以内 (据置2年以内)	0.25%～ 1.62%	担保：必要に応じて徴求 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	指定金融機関	(銀行)福岡・西日本シティ・ 北九州・十八親和・商工中金・ 三菱UFJ・三井住友 (信用金庫)福岡ひびき・ 大川・遠賀・大牟田柳川 ※「現地借入保証型」は一部金融機関で取扱いなし	
①アジア向け新製品の開発・製造を行う目的で設備投資等を行う者 ②直接海外との取引の推進を行う者等	外国法人(新たに設立されるものを含む)の経営を実質的に支配していると認められる国内の中小企業者等 ※NPO法人は対象外	外国法人の外国銀行等からの借入金 は事業資金に限る	信用状発行保証料率 0. 90%以下 (金融機関所定)	1年以内 (更新可)							
通常の事業に必要な方	6 小規模事業者振興資金	従業員20人(商業・サービス業は5人(注6))以下の小規模企業者	運転資金	運転資金5,000万円以内 設備資金8,000万円以内	1. 40%	10年以内 (据置2年以内)	0.25%～ 1.62%	担保：必要に応じて徴求 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	商工会議所 商工会 指定信用金庫 指定信用組合	(銀行)福岡・西日本シティ・ 筑邦・福岡中央・北九州・ 佐賀・十八親和 指定信用金庫、指定信用組合	
		①従業員20人(商業・サービス業は5人(注6))以下の小規模企業者 ②当該申込を含め保証協会の保証付き融資残高が2,000万円以下の者 ※NPO法人は対象外	設備資金	2,000万円以内							
	7 長期経営安定資金	県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等	運転資金 設備資金	1億円以内	5年以内:1.50% 5年超 :1.80% (設備5年超:1.60%)	10年以内 (据置2年以内)	0.25%～ 1.77%	担保：必要に応じて徴求 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	商工会議所 商工会 指定金融機関 (組合関係) 中小企業団体中央会	(銀行)福岡・西日本シティ・ 筑邦・福岡中央・北九州・ 佐賀・十八親和・商工中金 指定信用金庫、指定信用組合	
	8 短期運転資金		運転資金	3,000万円以内	1. 40%	1年以内	0.25%～ 1.67%				

- (注1) 責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合、1.75%以内(長期経営安定資金は1.85%以内)となる場合があります。(2 新規創業資金を除く)
 (注2) 法人の場合、取扱金融機関が信用保証の付かない融資について経営者保証を不要としている等の要件に該当する場合は、保証人が不要となる場合があります。
 (注3) 令和5年3月受付分までとなります。また、⑨のうち経営承継円滑化法第12条第1項第1号二に該当する方又は⑩に該当する方で経営者保証コーポレーターの確認を受けた場合の保証料率は0.10～0.77%、それ以外の場合は0.15～1.52%となります。
 (注4) 所定保証料(0.85%、経営者保証免除対応を適用する場合は1.05%)から、0.2%を県が、0.65%(経営者保証免除対応を適用する場合は0.85%)を国が補助することにより減免されます。なお、条件変更に係る保証料については、国の補助分は減免の対象になりません。
 (注5) 他の資金や、新規創業資金のうち保証料率「0%」が適用されたもの以外を借換する場合、1.01%以内(創業後で決算到来済の方は1.76%以内)となる場合があります。
 (注6) 宿泊業・旅行業及び娯楽業の場合は20人以下。
 (注7) 担保を供する事が借入者にとって有利であり、かつ借入者が任意に供する場合は、担保を設定する事ができます。

★詳しくは、県のホームページをご覧ください。
 (掲載場所)「福岡県中小企業振興資金融資制度」 <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r4yuushiseidoannnai.html>
 ★商工会議所・商工会へのお申込みは、事業所所在地の商工会議所・商工会で行ってください。

◇エネルギーの効率的利用、再生可能エネルギー等 (注) NPO法人も、対象に含まれます。

制度名	融資対象	用途	融資条件					申込場所	問い合わせ先	指定金融機関
			限度額	年率	期間	保証料率	担保・保証人			
エネルギー対策特別融資	①省エネ設備(注8) ②再エネ設備(注9) ③コージェネレーション、エネルギー・マネジメントシステム、蓄電池 ④建築物の省エネ改修(注10) ⑤水素ステーション等	設備資金 (県内での導入・改修)	1億円以内 (②、⑤は2億円以内)	10年以内1.10% 10年超 1.30%	10年以内 (②、⑤は15年以内) (いずれの場合も据置2年以内)	0.13%～ 1.62% (注11)	担保：必要に応じて徴求 保証人：原則として、 法人は代表者のみ 個人は不要	指定金融機関	県庁9階(企画・地域振興部 総合政策課エネルギー政策室) (092) 643-3148	詳細は左記にお問い合わせください。

- (注8) エネルギー効率の高い製造設備を含みます。(注9) 売電目的の発電設備を含みます。(注10) 改修前と比較して概ね10%以上の省エネ効果が見込まれることが必要です。(注11) 融資対象により異なります。また、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合、1.75%以内となる場合があります。

◇公害防止、低公害車の導入等 (注) NPO法人は、対象外です。

制度名	融資対象	用途	融資条件					申込場所・問い合わせ先	指定金融機関
			限度額	年率	期間	保証料率	担保・保証人		
環境保全施設等整備資金融資	・公害防止施設 ・PCBの処理 ・廃棄物の資源化、再生利用施設・ノンフロン製品 ・ハイブリッド自動車、電気自動車等	設備資金等	4,000万円以内	1. 10%	10年以内※ (据置1年以内)	0.25%～ 1.90%	担保：必要に応じて徴求 保証人：法人は代表者のみ 個人は不要	県庁3階(環境部循環型社会推進課リサイクル係) (092) 643-3372	福岡銀行、西日本シティ銀行 筑邦銀行、福岡中央銀行

※融資額が1,000万円未満の場合は7年以内(注)本融資は、表面の記載内容で一部適用されない項目があります。詳しくは、県庁循環型社会推進課までお問い合わせ下さい。